

# 令和6年度愛媛県特別高圧電気料金高騰緊急対策事業実施要領

令和7年1月15日策定

令和7年7月31日改定

令和6年度特別高圧電気料金高騰緊急対策支援金（以下「支援金」という。）の交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）及び令和6年度愛媛県特別高圧電気料金高騰緊急対策支援金交付要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 1 目的

国際情勢を背景としたエネルギー価格高騰が長期化していることに鑑み、特別高圧電気料金高騰の影響を受ける事業者を緊急的に支援するため、予算の範囲内で支援金を交付する。

## 2 事業内容

### （1）交付対象者

- ① 愛媛県内に所在する事業所（公立施設及び発電施設を除く。）において、自ら小売電気事業者等と契約を締結し特別高圧で受電する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び個人事業主（以下「中小企業者等」という。）
- ② 施設の運営を行う者が代表して小売電気事業者等と契約を締結し特別高圧で受電する愛媛県内に所在する商業施設又は協同組合が代表して小売電気事業者等と契約を締結し特別高圧で受電する愛媛県内に所在する工業団地（以下「商業施設等」という。）に入居し、当該契約に基づき受電する電力を、相応の電気料金に相当する額の分担により使用する中小企業者等
- ③ ①及び②のほか、特に支援が必要であると知事が認める者

### （2）支援金の内容

#### ① 交付対象期間

金額の算定期間に令和6年8月1日、令和6年9月1日、令和6年10月1日、令和7年1月1日、令和7年2月1日又は令和7年3月1日が含まれる6か月分の使用料金（令和6年8月使用分～令和6年10月使用分、令和7年1月使用分～令和7年3月使用分）

#### ② 交付額

特別高圧で受電する電力の月ごとの使用量に1kWh当たり1.3円を乗じた額ただし、月ごとの算定額において100円未満の額を切り捨てることとする。

#### ③ 交付上限額

事業所の数にかかわらず、事業者当たり月額1,300,000円とする。

なお、2(1)②に該当する場合は、入居する中小企業者等ごとに交付上限額を適用するものとする。

### (3) 交付要件

支援対象月における1kWh当たりの電気料金(以下「単価」という。)が令和4年2月の単価と比較して1.3円(税込み)以上上昇(特別高圧での受電を開始した時期の都合により令和4年2月の単価が設定されておらず、交付要件を満たすことを確認できない場合であって、かつ、客観的に交付要件を満たしていることに相当すると確認できる場合を含む。)していること。

## 3 事業の実施方法

### (1) 交付申請

申請を行う交付対象者は、交付対象期間である6か月分を一括して5(3)①②に定める書類を作成し、4に定める受付期間に県に提出すること。ただし、交付対象者の都合により、次の①及び②を組み合わせた単位、又は①及び③を組み合わせた単位により申請を行っても、差し支えないものとする。

①令和6年8月～10月分の3か月分を一括して申請

②令和7年1月～3月分の3か月分を一括して申請

③令和7年1月、2月、3月分を単月で申請

### (2) 交付決定

申請書類の内容を審査し、支援金を交付すべきものと認められる場合は、予算の範囲内で支援金の交付決定を行い、通知する。

### (3) 額の確定

交付決定の通知は、額の確定の通知を兼ねるものとする。

### (4) 支援金の支払い

支援金の支払いは、支援金の額の確定後となる。

## 4 受付期間

交付申請の受付期間は次のとおりとする。

令和7年1月15日(水)～令和7年9月30日(火)

## 5 交付申請書類の提出

### (1) 問合せ・提出先

〒790-0001 愛媛県松山市一番町4-2 NTT愛媛ビル2棟

愛媛県 経済労働部 産業雇用局 産業政策課

TEL: 089-912-2475 FAX: 089-912-2259

E-mail: sangyoseisaku@pref.ehime.lg.jp

(問合せのみ。提出は別途指示するアドレスとすること。)

## (2) 提出方法

- ① 押印を省略する場合  
6を参照の上、電子メールにファイル添付して送付すること。
- ② 押印欄に全て押印する場合  
郵送又は持参にて提出すること。

## (3) 提出書類

- ① 支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)及びその関係書類
- ② 口座振替申込書兼債権者登録(変更)票  
なお、②については愛媛県への債権者登録がない場合のみ必要。

## 6 申請書類の押印を省略する場合の取扱い

押印の省略による手続きの簡素化及び迅速化が可能な電子メールによる提出をすることができる。ただし、その場合には、以下の提出方法によること。

- 押印を省略する文書に、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入すること。

### 【記載例】

本件責任者(職氏名・連絡先)	〇〇支店長 愛媛 太郎 089-〇〇〇-〇〇〇〇
担当者(職氏名・連絡先)	営業課長 松山 太郎 089-〇〇〇-〇〇〇〇

責任者とは、支店長や営業所長など社内において権限の委任を受けた役職員を指す。

担当者とは、本件に関する事務を担当する者を指す。

- 提出は、電子メールにファイル添付して送付すること。
- 県の担当者及び県・事業者双方の上席者をあて先にすること。  
(県の担当者及び県の上席者のアドレスは、5(1)の連絡先へ問い合わせること。)
- メールの標題は、「特別高圧電気料金の支援金申請」とすること。
- 口座振替申込書兼債権者登録(変更)票は押印を省略することができないため、郵送又は持参にて提出すること。